

栃木県労働基準協会連合会

令和8年6月1日

第83号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775

https://tochikiren.or.jp

栃木県建設産業会館4階

Email: info@tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

第99回 全国安全週間（本週間 7月1日～7日）

スローガン『多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場』

令和8年度定期総会を開催しました



松下 連合会長



中野 栃木労働局長



ご来賓の皆様



野澤 労働基準部長（乾杯）



金子 副会長（中締）

令和8年5月19日（火）午後3時30分から、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、（一社）栃木県労働基準協会連合会の令和8年度定期総会が全会員出席のもと開催されました。

総会冒頭、松下会長より「令和7年度の当連合会の事業活動は会員各位のご協力によりほぼ計画通り実施することが出来た。しかしながら、年度末以降の国際情勢の急速な悪化により、原油の不足・高騰の影響から関連物資の不足・価格高騰が進み、景気の先行きに急速に不透明感が強まるなど企業を取り巻く経営環境は、予断を許さない状況となっている。このように令和8年度は厳しい経済環境下での事業運営のスタートとなったが、役員・会員企業各位におかれては、引き続き当連合会と各地区協会活動へのご支援をお願いする。特に、栃木労働局長が8年度に取り組む重点施策の周知広報等を通じ、労働条件改善支援に努めると共に、講習事業の着実な運営に努め、県内の遵法水準、安全衛生水準の向上に貢献して参りたい。さらに全基連や中災防を起点とした労務・安衛管理情報を会員へ橋渡しすべく、HPや会報の一層の充実にも努めるほか、法改正等による受講希望者の増加には、臨時講習や出張講習の開催等、会員の利便性の向上に配慮しつつ、地区協会への支援強化等の確かな対応に努める。これらの円滑な実施のため、引き続き行政の力強いご支援をお願いしたい。」と決意が述べられました。

この後、松下会長が議長に就任し、議事録署名人に栃木基準協会長の市川裕一氏と塩那基準協会長の石川裕之氏を選出して議事に入りました。

議事では、「前年度の事業報告・収支決算報告」「新年度の事業計画案・収支予算案」及び「役員の補充選出の件」が上程され、全ての議案が全会員一致で承認されました。

総会後に新理事・監事により開催した第2回理事会においては、役員人事案が事務局提案通り承認され、各事業部員の補充選任案も承認されました。

今年度は副会長1名が交代となり、退任された青柳 卓前副会長と金子昭彦新副会長からそれぞれご挨拶をいただきました。

本総会には、ご来賓として、中野栃木労働局長ほか労働局幹部、各労働基準監督署長の皆様のご臨席を頂き、ご来賓を代表して中野局長よりご祝辞を頂きました。

中野局長は、定期総会開催の祝意と日ごろの労働行政へ協力に感謝を述べられたあと、栃木労働局の令和8年度の重点施策として、賃金の引上げに向けた支援、リ・スキリング、人材確保等の推進、多様な人材の活躍、職場環境改善に向けた取組の4項目を挙げ、それぞれの具体的な取り組み内容等について丁寧に説明いただきました。

また、総会後の恒例の意見交換会では、多くの参加者の下、野澤労働基準部長より乾杯のご発声をいただき、ご来賓の皆様を交えて活発な意見交換が行われました。

開会より1時間半を経過したところで、宴もたけなわの中、鹿沼基準協会長の金子様より閉会のご挨拶をいただき中締となりましたが、その後も話が尽きず多くの方々会場に残られ、予定時間を過ぎてのお開きとなりました。

令和8年度（一社）栃木県労働基準協会連合会役員名簿（令和8年5月19日現在）

役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考	役職	氏名	所属協会	所属事業所	備考
会長・代表理事	松下 正直	宇都宮	(株) 足利銀行		理事	小塚 修一	栃 木	GKNドライブラインジャパン(株) 栃木工場	
副会長・理事	富田 隆	足 利	足利小山信用金庫		理事	菅川 幹	栃 木	ロハコ-パルティソリューションズ(株) 栃木事業所	
副会長・理事	市川 裕一	栃 木	富士通(株) 小山工場		理事	中村 あおい	栃 木	(株) 小松製作所 小山工場	
副会長・理事	平岩 秀一	佐 野	平岩鋼業(株)		理事	久田 伸彦	栃 木	(株) レゾナック 小山事業所	新任
副会長・理事	金子 昭彦	鹿 沼	(株) カネコアルトップ	新任	理事	遠藤 計二	佐 野	遠藤食品(株)	
副会長・理事	石川 裕之	塩 那	石川建設(株)		理事	奈良原 守	佐 野	カーシーカシマ(株)	
副会長・理事	高松 一弘	日 光	古河電気工業(株) 日光事業所		理事	関根 俊宗	鹿 沼	(株) 関根製作所	
副会長・理事	江口 智樹	真 岡	日産自動車(株) 栃木工場		理事	生駒 憲一	塩 那	(株) 生駒組	
理事	石原 玲一	宇都宮	関東自動車(株)		理事	葛西 美奈子	塩 那	(株) TMC 経営支援センター	新任
理事	大久保 知宏	宇都宮	藤井産業(株)		理事	白土 達也	日 光	(株) 古河電池 今市事業所	新任
理事	角 天光	宇都宮	(株) クボタ 宇都宮工場		理事	阿部 雅彦	真 岡	千住金属工業(株) 松山工場	
理事	齋藤 好章	宇都宮	(株) 福田屋百貨店		理事	小山 雄司	真 岡	(株) 神戸製鋼所 真岡製造所	
理事	坂部 敦彦	宇都宮	(株) SUBARU		専務理事	堀澤 俊孝	事務局	(一社) 栃木県労働基準協会連合会	
理事	小川 邦明	足 利	赤石工業(株)						
理事	藤生 登	足 利	アキレス(株)		監 事	東 雅之	宇都宮	(株) 関電工栃木支店	新任
理事	伊藤 仁	足 利	(株) キリウ足利工場	新任	監 事	福田 晴一	宇都宮	(株) マテハンソフト	

(敬称略、各協会別 50 音順)

副会長就任のご挨拶

(一社) 鹿沼労働基準協会長 金子 昭彦



この度、栃木県労働基準協会連合会の副会長を拝命することとなりました(株)カネコアルトトップ代表取締役の金子でございます。前任の青柳会長同様宜しくお願い致します。

また、栃木労働局及び県内各労働基準監督署の皆様、更に県内各労働基準協会の皆様にはご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在栃木県内を取り巻く労働環境は、業種を問わず人手不足が深刻化・慢性化しておりますが、これによる労働災害発生の増加は、業種を問わず重要課題となっております。

鹿沼労働基準協会では、平成 29 年度より、休業災害 4 日以上災害年間 100 件以内を目指す「Under100 プロジェクト」を結成し活動を推進しておりますが、平成 29 年の 102 件を下限に、その後は残念ながら増加傾向にあり、昨年(令和 7 年)の災害発生件数は、143 件と依然「Under100 プロジェクト」の目標達成の道のりは遠い状況にあります。

このため再度、初心に戻り、「Under100 プロジェクト」運動を再度大幅に見直し各協会員に浸透するよう、運動の展開を推進し、鹿沼署管内の大幅な災害減少と第 14 次労働災害防止計画の目的達成に資するよう、プロジェクトの目標達成を目指して活動して参りますので、今後共ご協力方よろしくお願い致します。

令和 8 年度 栃木地方産業安全衛生大会開催のお知らせ

- 1 日時 令和8年10月14日(水) 午後1時開会 (入場・無料)
- 2 会場 宇都宮市文化会館 小ホール (宇都宮市明保野町7-66)
- 3 内容 第一部 表彰式 栃木労働局長表彰、各労働災害防止団体長表彰、大会宣言
第二部 事例発表 (安衛管理先進事業場)
行政講演 (最近の労働安全衛生行政について)
特別講演 テーマ「宇宙開発における安全管理～ロケット・国際宇宙ステーションにおける実例～」
講師 JAXA 安全・信頼性推進部システム安全・軌道利用安全推進ユニット
主任研究開発員 織田裕久 氏
- 4 主唱者 栃木労働局・各労働基準監督署
- 5 主催者 栃木県労働災害防止団体連絡協議会((一社)栃木県労働基準協会連合会・各地区協会、建設業労働災害防止協会栃木県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部)
- 6 協賛 日本ボイラ協会栃木県支部、ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所、建設荷役車両安全技術協会栃木県支部、栃木産業保健総合支援センター、栃木県THP推進協議会、日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部



このたび栃木労働局長を拝命いたしました中野知基と申します。就任にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。一般社団法人栃木県労働基準協会連合会並びに会員の皆様には日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、長年にわたり、労働災害防止活動の推進、安全衛生意識の高揚、労働関係法令の周知等多岐にわたり栃木県内の労働基準行政に多大なるご支援を頂いていることに心より感謝申し上げます。

さて、我が国の労働環境や雇用環境を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少等による人手不足の問題や、近年の国際情勢の緊迫化等による物価上昇等、大きな変化の真っ只中にあります。とりわけ地域経済を支える中小企業・小規模事業場におかれましては、事業の継続的発展と人材確保の両面が喫緊の課題であると認識しております。こうした時代にあつて、栃木労働局におきましては、本年度の行政運営にあたり『多様な人材が輝ける栃木を目指して』をスローガンに、栃木県内の実情を踏まえた総合的な施策を強力に推進してまいります。まず一つめは最低賃金の適正な運営及び中小企業等の賃金引き上げに向けた支援の推進です。二つ目はリ・スキリングによる人材確保支援の推進、三つめは多様な人材や女性の活躍促進、四つ目は安全衛生の確保等であります。これらを推進することで課題の解消に繋がるものと考えております。特に持続的な賃上げに向けた取組みは、働く方々の生活の安定と向上に資するのみならず、企業にとっても人材確保・定着・生産性向上と地域経済の好循環につながる重要なものとなりますので、各種助成金や相談支援の活用促進を通じて、事業主の皆様による前向きな取組みを丁寧に後押ししてまいります。

さらに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図り、労働関係法令の遵守に向けて周知徹底を図っていきます。

また、労働基準行政の根幹をなすものとして、労働災害防止の取組を引き続き徹底してまいります。転倒災害や無理な動作や動作の反動等の行動災害防止対策や化学物質管理、メンタルヘルス対策に加え、熱中症予防対策を講じることが極めて重要となります。今年も5月から「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施しております。

労働災害は被災された方とその家族に大きな影響を及ぼすのみならず企業経営にも重大な損失をもたらします。安全で健康に働くことのできる職場の実現はすべての労働行政の取組の前提であり、最も重要視する根幹です。このような諸課題に的確に対応するためには、行政と事業者団体である貴会が相互に連携し協力し合っていくことが何より重要であると考えております。

栃木労働局といたしましても皆様との連携を一層密にして各施策の取組に全力を尽くしてまいり所存でありますので、貴会におかれましては引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご繁栄、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害を心よりご祈念申し上げまして、就任のご挨拶といたします。



この4月1日付けで栃木労働局労働基準部長に着任しました野澤と申します。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会会員の皆様におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

今年度は労働安全衛生法、労働施策総合推進法などの改正により、(1) この4月1日から、①注文者等の講ずべき措置の強化(仕事が同一場所において行われ、かつ、関係請負人の労働者等の混在作業によって行われる場合に、その混在作業による作業従事者の災害を防止するための措置義務に関し、作業従事者に個人事業者等を含めることとしたもの。)、②高年齢労働者災害防止の取組の努力義務化、③治療と就業の両立支援の取組の努力義務化が施行されました。(2) 今年10月1日からは、化学物質に係る個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置付け、有資格者(作業環境測定士など)による測定実施の義務化が施行されます。(3) 来年1月1日からは、個人事業者等の業務上災害の報告制度が施行されます。

いずれも、働く皆様の安全、健康、そして生活に関わる重要な法改正となりますので周知等に努めて参ります。

働く皆様の安全と健康の課題では5月から熱中症対策が課題となります。熱中症は、最悪の場合、朝、普通に出勤した人がその日の夕方に命を落としてしまう危険な疾病です。昨年6月から熱中症対策が義務化となっておりますが、大切なのは、熱中症の疑いを感じた人や熱中症の疑いの人を発見した人が迅速に社内の担当者に連絡し、迅速に熱中症の疑いのある人を救護等するなどの適切な対応を図ることができる体制等を整備しておくことです。この迅速な対応が熱中症から命を守ることとなります。そのためには暑さが本格化する前からの準備が重要となります。

栃木労働局と県内各労働基準監督署におきましては、働く皆様の安全、健康、そして生活を守るための施策に全力で取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

栃木労働局からのお知らせ①(賃金室)

賃金引上げ支援策について

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

*賃上げ支援助成金パッケージ 生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

「賃上げ」支援助成金パッケージについてはこちら



*働き方改革推進支援センター相談窓口

中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談等に応じます。

[問合せ] 栃木働き方改革推進支援センター

〒321-0151 宇都宮市西川田町923-20 リーガルビル2階
TEL 0120-800-590

働き方改革推進支援センターについてはこちら



局長 (厚生労働省職業安定局雇用保険課主任中央雇用保険監察官)	中野 知基	《宇都宮署》 署長	大貫 重範 (栃木署長)
		副署長	富永 剛彦 (栃木署 副署長)
【総務部】 総務企画官	海老沢 広恵 (総務部 総務課 課長補佐)	第一方面主任監督官 (雇用環境・均等室 労働紛争調整官)	鈴木 裕司
《労働保険徴収室》 室長	渡辺 浩正 (労働基準部 労災補償課 労災管理調整官)	第二方面主任監督官 (栃木署 第二方面主任監督官)	大矢 崇道
労災保険給付調査官	田島 俊宏 (宇都宮署 業務課長)	第三方面主任監督官	豊島 慧 (真岡署 監督・安衛課)
		労災課長	藤田 薫 (大田原署 労災課長)
【雇用環境・均等室】 労働紛争調整官	笠井 将寛 (宇都宮署 第二方面主任監督官)	《足利署》 監督課長	神庭 智史 (鹿沼署 監督・安衛課長)
【労働基準部】 部長	野澤 卓也 (宇都宮署長)	主任労災認定調査官(併) 労災課長 (労働基準部 労災補償課 地方労災医療監察官)	井出 里香
《監督課》 課長	幸田 和則 (労働基準部 健康安全課長)	《栃木署》 署長	菅又 正太郎 (労働基準部監督課主任地方労働基準監察監督官)
主任地方労働基準監察監督官	内田 一弘 (真岡署長)	第二方面主任監督官	上田 真功 (日光署 監督・安衛課長)
地方労働基準監察監督官	須藤 啓一 (宇都宮署 副署長)	労災課長	藤田 直樹 (足利署 労災課長)
《貸金室》 室長	柴山 明憲 (労働基準部健康安全課主任地方労働衛生専門官)	《鹿沼署》 署長	川部 秀一 (労働基準部監督課地方労働基準監察監督官)
《健康安全課》 課長	斎藤 敏男 (総務部 労働保険徴収室長)	監督・安衛課長	五十部 太 (栃木署 補償係長)
《労災補償課》 課長	園田 香織 (佐賀労働局 総務部 総務課長)	《大田原署》 労災課長	北條 幸子 (総務部 総務課 総務係長)
労災管理調整官	北條 正典 (労働基準部 労災補償課主任地方労災補償監察官)	《日光署》 署長	伊藤 裕一 (大阪局 労働基準部 監督課)
地方労災補償監察官	藤野 直樹 (宇都宮署 労災課長)	監督・安衛課長	河合 哲也 (労働基準部 健康安全課 健康安全係長)
地方労災補償監察官	星野 隆 (栃木署 労災課長)	《真岡署》 署長	谷内 有 (日光署長)
		監督・安衛課長	竹村 早紀 (京都局 京都下署)

2026年度 栃木の労働行政（抜粋）

労働行政を取り巻く情勢等

栃木県では、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足に加え、若者や女性が県外に転出し、人手不足が深刻化していることから、生産性の向上による賃金の引上げや多様な人材の確保と育成が必要です。

このような観点を持ちつつ、国の施策の方向性にも沿いながら、また、2025年度に取り組んだ自らの取組の状況を踏まえて、目下の課題に対応することを目指し、2026年度の栃木労働局の行政運営方針を策定しました。栃木労働局では、以下の項目を重点事項として、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の雇用・労働施策に総合的・一体的に取り組み、推進します。

最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援

◆最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は働く者のセーフティネットとしての機能を有しています。

最低賃金の改正審議については、経済動向、地域の実情及びこれまでの栃木地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、丁寧かつ充実した審議が尽くせるよう審議会の円滑な運営を図ります。

また、「[パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ](#)」により、「転嫁対策に向けた集中取組期間」とされている1月から3月までの期間に、最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施し、最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金、好取組事例等が分かる資料の提供、支援施策や転嫁円滑化対策関連の施策を紹介します。

◆中小企業等の生産性向上に向けた支援

生産性向上による賃金の引上げを支援するため、[業務改善助成金](#)等8つの助成金の『[「賃上げ」支援助成金パッケージ](#)』を労働局全体で周知します。

[栃木働き方改革推進支援センター](#)を通じたワンストップ相談、個別企業コンサルティング、セミナー等を行います。

◆同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について情報提供を受け、雇用環境・均等室又は職業安定部需給調整事業室は、報告徴収又は指導監督を効率的に行い、是正指導を図り、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

また、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由が不十分な企業に対し、監督署が実施する集団指導等の場における不合理な待遇差の解消に向けた取組の要請を実施するとともに、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

加えて、同一労働同一賃金の施行5年後見直しによる「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等が改正された場合には、円滑な施行・適用に向けて、労使間の関係者に十分理解されるよう周知・啓発に取り組みます。

職場環境改善に向けた取組

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向けては、上限規制等の履行確保を図りつつも、取引慣行など個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題があります。引き続き、事業者、労働者、国民の皆様に対し、事業・業種別に設定されている医師、建設事業、自動車運転の業務等を含めた上限規制や、自動車運転者に係る改善基準告示などの周知・広報等を強力に推進し、丁寧な相談・支援を行っていく必要があります。

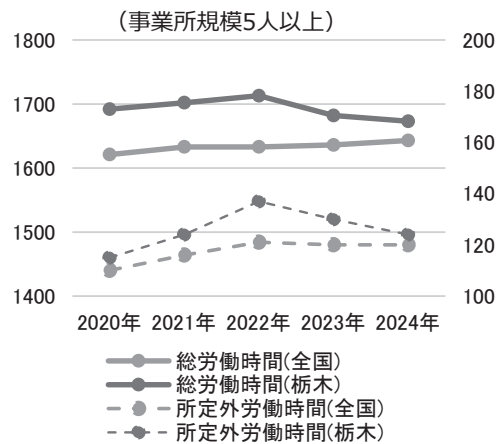
長時間労働や過重労働は、健康確保上の問題のみならず、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因にもなっています。

誰もが働きやすい職場を形成するために、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による労災請求が行われた事業場を対象に、監督指導を実施します。

(※2024年度の長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果は次ページを参照ください。)

また、2024年4月より「建設事業・自動車運転の業務・医師」についても、時間外労働の上限規制が適用されていることから、中小企業はもとより、引き続き法令遵守のための懇切・丁寧な対応を行います。

栃木県の労働時間の推移



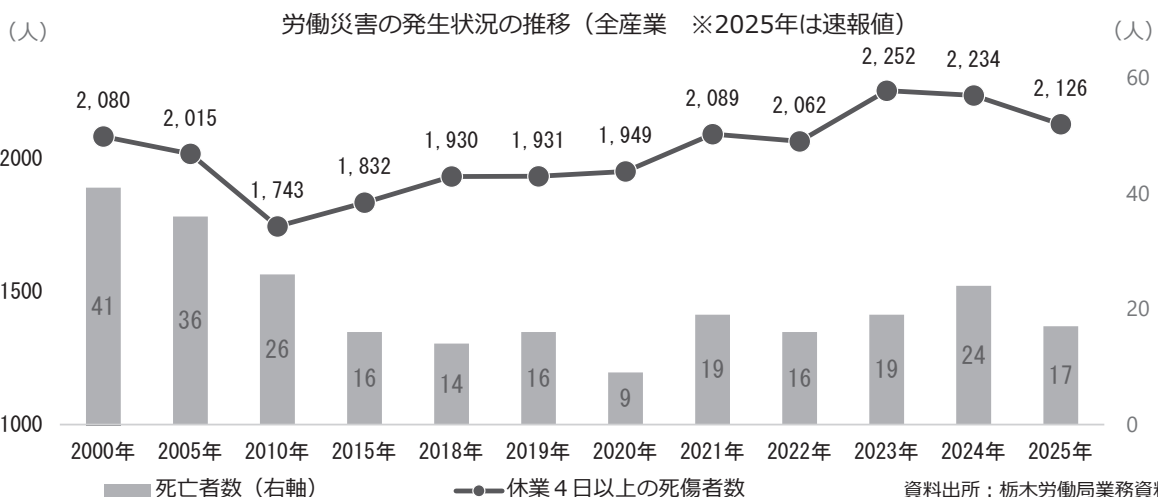
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査結果」

安全で健康に働くことができる環境の整備

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）の目標達成に向け、同計画で定められている高年齢労働者等の労働災害防止対策及び業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等の重点事項について、14次防期間中の状況や議論等を踏まえ、取り組んでいく必要がある。

働く人々が安全に安心して働くことができるよう、労働者の安全確保対策と労働者の健康確保対策に取り組みます。

労働災害の発生状況をみますと、長期的には減少していましたが、2010年を底に増加に転じ、現在は2000年以前の水準まで逆戻りしています。2025年（2026年1月末現在）の栃木県内の労働災害（コロナ感染症を除く休業4日以上のもの。以下同じ。）は、死亡者数が17人となり前年同期より6人減少、死傷者数が1,986人となり前年同期より53人（2.6%）減少となりました。



労働条件の確保等

法定労働条件の確保
 労働基準法等についての相談・支援
 若者の労働条件の確保に向けた普及・啓発

個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進

・労働局雇用環境・均等室及び県内各労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」の総合労働相談件数と民事上の個別労働紛争相談件数は、減少傾向にありますが、依然として高い水準となっています。

個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るために、労働者や事業主から、様々な労働問題に関する相談をワンストップで受け付けます。

また、法令違反を伴う労働紛争については、適切に関係部署に取り次ぎます。

・法令違反を伴わない「民事上の個別労働紛争」については、円満な解決に向け、簡易かつ迅速な解決援助サービスの提供、紛争当事者である労働者又は事業主の求めに応じ、相手方に対して紛争の問題点の指摘や解決の方向を示唆する「労働局長による助言・指導」や、公平中立な栃木紛争調整委員会による「あっせん」を実施し、早期解決を図ります。

労働保険制度の適正な運営

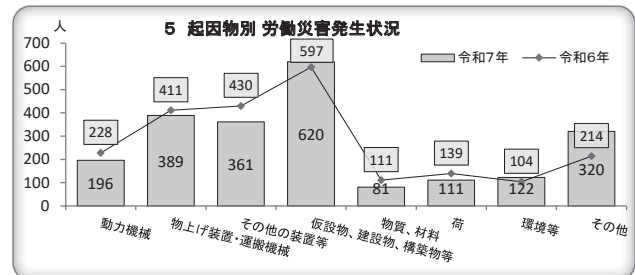
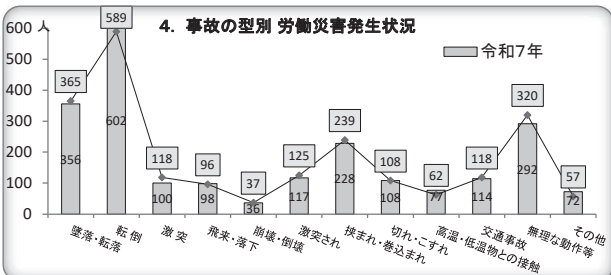
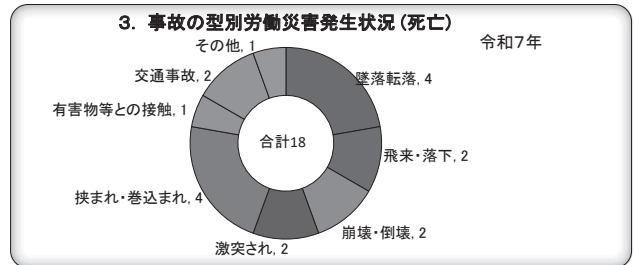
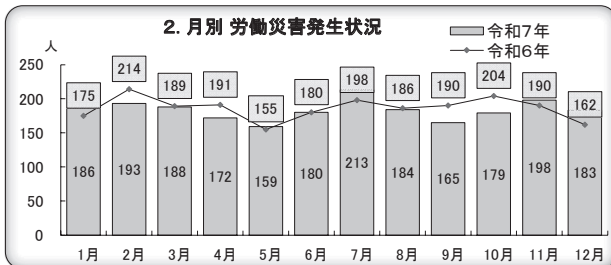
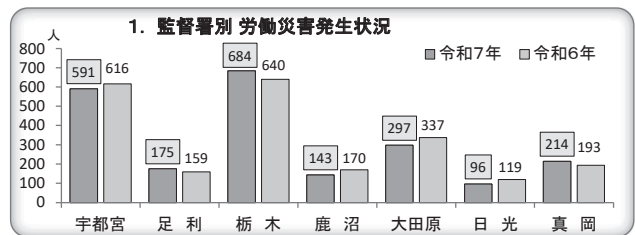
労働保険未手続の事業の一層
 労働保険料の適正徴収
 労災保険給付の迅速・適正な処理

栃木労働局からのお知らせ④（健康安全課）

栃木労働局管内の労働災害発生状況（令和7年確定値）

（令和7年確定値） ※ 新型コロナウイルス感染症を除く

区分	令和6年		令和7年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	2,234	24	2,200	18	-34	-1.5
製造業	591	4	544	3	-47	-8.0
建設業	190	4	208	4	+18	+9.5
道路貨物運送業	276	5	279	2	+3	+1.1
陸上貨物取扱業	19	2	14	0	-5	-26.3
林業	1,081	8	1,053	6	-28	-2.6



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

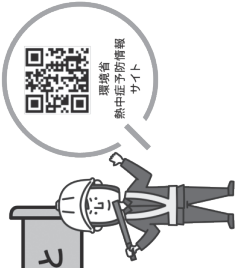
STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
服装 準備期間に検討した服装を着用	作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
ブレイク・リング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的摂取(水分等を摂行させる等を考慮)
暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新納入職者や休み明け作業者は別途注意すること	健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	作業中の作業者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「ハイハイ」を相ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基つき適切に対応 少しでも本人や周りの気異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等により身体を冷却 ※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風 することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)	



重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に適合した作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R 8.2)

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。



熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

STOP! 熱中症 クールダウン キャンペーン

準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業手順・作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定	設備対策の検討 暑さ指数低減のための簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
教育研修の実施 管理者、作業者に e-learning ガイド・教育動画 e-learning	緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上労働災害事業労働災害防止協会、建設物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソーシアム、一般社団法人全国労働協同会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会(後援)関係省庁(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主のみさまへ

**令和8年度の労働保険年度更新期間は
6月1日(月)～7月10日(金)です。
(電子申請・電子納付の手続きもできます)**

労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室、管轄の労働基準監督署のほか、金融機関(銀行・郵便局等)の窓口でも取り扱っています。金融機関に申告書を提出する場合は、申告書と納付書を切り離さずに、保険料を添えてご提出ください。

なお、口座振替をご利用の場合、保険料の充当・還付により納付額がない場合、また、申告書以外の書類(還付請求書、一括有期事業総括表、一括有期事業報告書など)については、金融機関でのお取扱いができませんので、栃木労働局または管轄の労働基準監督署へ持参または郵送によりご提出ください。(労働保険の申告・納付等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託することもできます。)

本年度の変更点

◇令和8年4月1日より、雇用保険料率が一部改定されました。

令和7年度の確定保険料は改定前の保険料率で、令和8年度の概算保険料は新しい保険料率で、「保険料算定基礎額(賃金総額)×保険料率」により算出してください。(労災保険率については、令和7年度と同率です。)

労働保険の手続きは、カンタン・便利な電子申請・電子納付で！

★いつでもどこでも手続き可能！

★簡単・スピーディに申請！

★ムダな時間やコストも削減！

詳しくは **労働保険 電子申請 電子納付** で **検索**

電子申請HIP



電子申請・口座振替HIP



問合せ先: **栃木労働局労働保険徴収室(028-634-9113)**または**管轄の労働基準監督署**までお願いします。

栃木労働局労働保険徴収室

事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ **失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。**
- ・ **雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。**

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和8年度 各種技能講習等実施計画表(6月~10月)

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
6	1(月)~2(火)	安全衛生推進者等養成講習①(一般①)	護国会館	4/1(水)	5/18(月)
	3(水)~5(金)	外国人技能実習制度管理者等養成研修①	建設産業会館	全基連	全基連
	8(月)~10(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃	4/9(木)	5/25(月)
	17(水)~18(木)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/17(金)	6/3(水)
	19(金)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)①	〃	4/17(金)	6/5(金)
	22(月)~23(火)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	4/22(水)	6/8(月)
	29(月)~30(火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	4/28(火)	6/15(月)
7	6(月)	保護具着用管理責任者教育②	〃	5/1(金)	6/22(月)
	8(水)~10(金)	第一種衛生管理者試験準備講習①	護国会館	5/8(金)	6/24(水)
	13(月)~14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	建設産業会館	5/12(火)	6/29(月)
	15(水)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習①	〃	5/15(金)	7/1(水)
	21(火)~22(水)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員対象①)	栃木県自治会館	5/20(水)	7/7(火)
	23(木)~24(金)	有機溶剤作業主任者技能講習④	建設産業会館	5/22(金)	7/9(木)
	27(月)~29(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	5/27(水)	7/13(月)
8	3(月)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)②	〃	6/2(火)	7/21(火)
	4(火)~5(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	6/4(木)	7/22(水)
	6(木)~7(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員対象②)	栃木県自治会館	6/5(金)	7/23(木)
	17(月)~19(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	建設産業会館	6/16(火)	8/3(月)
	20(木)~21(金)	工作物石綿事前調査者講習②	〃	6/18(木)	8/6(木)
	24(月)~25(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	6/24(水)	8/10(月)
	26(水)~28(金)	第一種衛生管理者試験準備講習②	宇都宮市文化会館	5/8(金)	8/17(月)
9	2(水)~4(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	7/2(木)	8/19(水)
	7(月)	安全管理者能力向上教育①	〃	7/7(火)	8/24(月)
	10(木)~11(金)	安全衛生推進者等養成講習④(一般②)	宇都宮市文化会館	7/10(金)	8/27(木)
	14(月)	第一種衛生管理者・模擬試験①	建設産業会館	5/8(金)	8/31(月)
	28(月)~29(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	7/28(火)	9/14(月)
	30(水)	マスクフィットテスト実施者養成研修①	〃	7/30(木)	9/16(水)
10	1(木)~2(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	護国会館	7/31(金)	9/17(木)
	7(水)~9(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	8/7(金)	9/24(木)
	15(木)~16(金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/18(火)	10/1(木)
	21(水)	保護具着用管理責任者教育③	〃	8/21(金)	10/7(水)
	22(木)~23(金)	安全管理者選任時研修②	宇都宮市文化会館	8/21(金)	10/8(木)
	26(月)~27(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	護国会館	8/27(木)	10/13(火)

◆申し込み方法・申込書につきましては、当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のものをダウンロードしてご利用ください。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL【<https://tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00~17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(注: 建設産業会館は、1講習当たりの駐車台数が50台以下に制限されておりますので、先着順とさせていただきます。)

◆各地区労働基準協会講習会のご利用について(本誌の地区協会情報欄を参照下さい。)

登録講習以外の職長教育、一部特別教育、化学物質管理者、保護具着用管理者講習、安全管理者選任時講習につきまして、各地区協会においても随時開催しておりますので、各地区労働基準協会事務局までお問い合わせ下さい。

～調理場を有する小売業（スーパー等）・飲食店・介護施設・旅館等の皆様へ～
令和 9 年 4 月以降「次亜塩素酸ナトリウム」等一定の化学物質を含む洗浄剤を業務で使用する事業者には化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任が義務化されます

安衛法の改正により、令和 9 年 4 月以降に次亜塩素酸ナトリウムなど一定の規制対象化学物質を制限値を超えて含有する洗浄液等を業務で使用する事業場は、化学物質管理者（安衛則第 12 条の 5）を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施等、化学物質管理業務を行わせ、また、当該化学物質を使用する労働者に保護具を使用させる事業場は保護具着用管理責任者（安衛則第 12 条の 6）を選任することが義務付けられます。

日々、上記洗浄剤を使用して厨房や施設の洗浄・殺菌・消毒作業を行っている小売（スーパー）・飲食店・介護施設・旅館等の事業主の皆様は、今年度中に上記の資格者を選任することが必要となります。

関係事業場の皆様は、使用している洗浄剤の SDS（安全データシート）を確認の上、規制対象に該当する場合は、お早めに当連合会の上記講習を受講いただきますようご案内いたします。

なお、講習修了者には当連合会長の修了証が交付されます。

特定の工作物等の解体・改修工事等に「工作物石綿事前調査者」 資格取得者による事前調査の実施が義務化されました！

石綿障害予防規則等の改正により、本年からボイラー、圧力容器、配管設備、焼却炉、変電設備等の「特定工作物」（石綿障害予防規則第 3 条第 4 項但し書）等、石綿等の使用の恐れが高い工作物の解体・改修等の作業を行う場合には、「工作物石綿事前調査者講習」を修了した資格者等による事前調査が義務付けられました。（特定工作物以外の工作物も石綿等が使用されている恐れのある石綿材料の除去等の作業は調査対象とされました。）

この事前調査者となる資格を取得するには、労働局長の登録教習機関が実施する「工作物石綿事前調査者講習」を受講し修了考査（筆記試験）に合格することが必要です。また講習の受講には、石綿作業主任者技能講習修了者や一定の学歴及び実務経験等の受講資格が必要です。

当連合会では、今年度、各四半期ごとに 1 回、計 4 回の講習を計画しております。

関係事業者の皆様は、お早めに受講いただきますようご案内いたします。

安全管理者能力向上教育実施のお知らせ（隔年開催）

事業場所属の安全管理者は、厚生労働省ガイドライン（平元 .5.22 付「能力向上教育指針公示 1 号」）により、選任後、概ね「5 年以内ごとに一回」、労働災害防止に係る能力向上教育を受講することとされています。

近年大幅な労働安全衛生関係法令の改正が続いていることから、各事業場の安全管理者の皆様は、これら最新の改正法令の知識の習得が必要な状況となっています。加えて、県内の労働災害を取り巻く状況は、死亡災害多発警報が発令されるなど、厳しい状況が続いており、栃木労働局からも安全管理体制の一層の強化が強く求められています。

このため当連合会では、今年度、安全管理者能力向上教育を下記により実施することとしましたので、本基準に該当される安全管理者の皆様は、労基署からの指摘を受ける前に、もれなく受講いただきますようご案内いたします。（受講者には連合会長名の修了証が交付されます）

- 1 開催日時 **令和 8 年 9 月 7 日（月） 午前 9 時～ 18 時**
- 2 会 場 **栃木県建設産業会館 4 階大会議室（宇都宮市築瀬町 1958-1）**
（申し込み方法、講習内容の詳細は当連合会 HP をご覧ください。）

旬の労働関係情報をさらに割引した価格で提供 —水町ゼミの視聴者を募集中（全基連）—

【旬の情報をいち早く】

当協会が正会員となっている公益社団法人全国労働基準関係団体連合会では、労働関係の旬の情報を低価格で提供する「水町ゼミ」を、株式会社日本法令と提携して開講するとして、受講者（視聴者）の募集を開始しました。

水町勇一郎早稲田大学教授が、令和8年4月～令和9年3月の毎月第3水曜日の18:30～20:00目途に計12回、労働関係の法改正、政策・裁判例など「旬」の話題についてオンライン配信により解説します。また、参加者からの質問にもリアルタイムで答えます。なお、オンデマンド配信（1か月間）にも対応します。

【割引価格が適用】

お申込みの際に、「申込み区分」の「全基連・県労働基準協会」をお選びいただくと、一般4,400円/月（税込）のところ、2,970円/月（税込）の割引価格が適用されます

お申し込みはこちら↓（外部サイト＝株式会社日本法令のサイト＝に移動します）

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScIVAcCDoJ4Z30xMEGCRt6G_jF8uCNNew7zH3rxB2_OBnCX-8g/viewform

栃木労働局からの要請事項等一覧（前回掲載以降）

（令和7年度分）

②⑧ 令和8年2月18日付 栃木労働局長

（趣旨）「春季における年次有給休暇の取得促進におけるご協力の依頼について」

②⑨ 令和8年3月3日付 栃木労働局長

（趣旨）「栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正について（広報依頼）」

③⑩ 令和8年3月11日付 栃木労働局労働基準部長

（趣旨）「令和7年度労働基準関係団体連絡会議（書面会議）の開催について」

③⑪ 令和8年3月12日付 栃木労働局長

（趣旨）「通知対象物に係る代替化学物質名等の通知に関する指針」について

（通知対象物に関する成分情報が営業秘密に該当する場合の特例措置について）

③⑫ 令和8年3月27日付 栃木労働局長

（趣旨）「建築物の梁等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」

③⑬ 令和8年3月30日付 栃木労働局長

（趣旨）「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

③⑭ 令和8年3月30日付 栃木労働局長

（趣旨）令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

（令和8年度分）

① 令和8年4月10日付 栃木労働局労働基準部長

（趣旨）「令和8年度における林業の安全衛生対策の推進について（要請）」

② 令和8年4月13日付 栃木労働局長

（趣旨）「安衛法施行令及び安衛法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）」の施行について

③ 令和8年4月16日付 栃木労働局労働基準部長

（趣旨）「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」（要請）

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 6月5日(金) 保護着用管理責任者教育 宇都宮市文化会館
- ② 6月8日(月) リスクアセスメント実務研修会 宇都宮市文化会館
- ③ 6月16日(火) 全国安全週間準備説明会 宇都宮市文化会館
- ④ 6月23日(火) 大谷地区一般・じん肺健康診断 大谷コネクト
- ⑤ 6月26日(金) さくら市氏家地区健康診断 氏家商工会
- ⑥ 6月30日(火) 第2種酸欠乏症等(酸欠・硫化水素中毒)業務特別教育 宇都宮市文化会館
- ⑦ 7月15日(水) 化学物質管理者講習 宇都宮市文化会館
- ⑧ 7月16日(木)~17日(金) 職長等教育 宇都宮市文化会館
- ⑨ 7月24日(金) 石綿使用建築物等解体業務特別教育 宇都宮市文化会館
- ⑩ 8月25日(火) 職長等能力向上教育 宇都宮市文化会館
- ⑪ 8月27日(木) 騒音障害防止管理責任者教育 宇都宮市文化会館
- ⑫ 9月10日(木) 宇都宮地区産業安全衛生大会 宇都宮市文化会館
- ⑬ 9月18日(金)~19日(土) プレス金型交換等特別教育(学科・実技) 宇都宮市文化会館
(株)クボタ宇都宮工場、(株)モリテックスチール宇都宮工場
- ⑭ 10月2日(金)~3日(土) 産業用ロボット教示等特別教育(学科・実技) 宇都宮市文化会館
(株)クボタ宇都宮工場
- ⑮ 10月下旬 第2回理事会、第2回総務部会(未定)

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 6月5日(金) 安全管理研修会 小山グランドホテル
- ② 6月17日(水)~18日(木) 職長教育① 栃木商工会議所
- ③ 6月23日(火) 栃木地区THP協議会総会・研修会 きららの社とちぎ蔵の街楽習館
- ④ 6月26日(金) 熱中症予防管理者講習 栃木商工会議所
- ⑤ 7月8日(水) リスクアセスメント実務担当者研修 栃木商工会議所
- ⑥ 7月16日(木) マスクフィットテスト実施者養成研修 栃木商工会議所
- ⑦ 8月4日(火) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育 栃木商工会議所
- ⑧ 8月26日(水) 保護着用管理責任者教育 栃木商工会議所
- ⑨ 9月4日(金) 令和7年度「S+S運動」記録証授与式 小山グランドホテル
- ⑩ 9月4日(金) 衛生管理研修会 小山グランドホテル
- ⑪ 9月8日(火)~9日(水) 安全管理者選任時研修 栃木商工会議所
- ⑫ 9月29日(火)~30日(水) 産業用ロボット特別教育 栃木商工会議所
- ⑬ 10月8日(木)~9日(金) 職長教育② 栃木商工会議所
- ⑭ 10月14日(水) 優良事業場見学会(未定)及び栃木地方産業安全衛生大会参加 栃木商工会議所
- ⑮ 10月22日(木) 粉じん作業特別教育 栃木商工会議所
- ⑯ 10月中旬予定 栃木地区THP推進協議会「体験ウォーキング大会」 みかも山公園

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 6月10日(水) 林災防鹿沼分会総会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 6月11日(木) 全国安全週間説明会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 6月18日(木) 鹿沼木工協議会通受総会 鹿沼市職業訓練センター
- ④ 6月26日(金) 鹿沼THP協議会役員会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 7月3日(金) Under100推進プロジェクト講習会 鹿沼商工会議所
- ⑥ 7月7日(火) 安全パトロール 鹿沼監督署管内
- ⑦ 7月15日(水) プレス災防協パトロール 鹿沼監督署管内
- ⑧ 7月22日(水) 林災パトロール 鹿沼監督署管内
- ⑨ 7月24日(金) 鹿沼THP推進協議会通常総会 未定
- ⑩ 7月29日(水) 鹿沼地区産業安全衛生大会実行委員会 未定
- ⑪ 8月21日(金) フルハーネス特別教育 鹿沼市職業訓練センター
ボイラー・クレーン安全協会栃木事務所
- ⑫ 9月11日(金) 優良事業場視察研修会 豊岡公民館
- ⑬ 9月14日(月) 全国労働衛生週間説明会 大沢公民館
- ⑭ 9月29日(火) リスクアセスメント研修会 大沢公民館
- ⑮ 10月7日(水) 衛生パトロール 大沢公民館
- ⑯ 10月22日(木)・27日(木) 職長教育 大沢公民館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 6月5日(金) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 大沢公民館
- ② 6月9日(火) 全国安全週間説明会 大沢公民館
- ③ 6月10日(水) 低圧電気取扱業務特別教育 日光公民館
- ④ 6月23日(火)~26日(金) フォークリフト運転技能講習開催(林災防協力) 大沢公民館・他
- ⑤ 7月10日(金) 第2種酸欠乏危険作業に係る特別教育 豊岡公民館
- ⑥ 7月23日(木) 化学物質管理者講習 豊岡公民館
- ⑦ 8月20日(木) 保護着用管理責任者教育 日光公民館(予定)
- ⑧ 9月4日(金) 全国労働衛生週間説明会 大沢公民館(予定)
- ⑨ 9月14日(月) はい作業主任者技能講習(林災防協力) 大沢公民館(予定)
- ⑩ 9月17日(木) 動力プレスの金型等の取付け取外し又は調整の業務に係る特別教育 日光公民館(予定)
- ⑪ 10月8日(木) 石綿取扱業務従事者特別教育 日光公民館(予定)
- ⑫ 10月14日(水) 県内優良事業場視察 開催場所未定
- ⑬ 10月14日(水) 栃木地方産業安全衛生大会 宇都宮市文化会館
- ⑭ 10月17日(土) 日光地区THP健康づくりウォーキング大会 日光たいや川公園

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 6月3日(水) 熱中症予防管理者講習 地場産業振興センター
- ② 6月9日(火) 労働安全研修会(全国安全週間事業) 地場産業振興センター
- ③ 6月23日(火) 健康づくり講演会 地場産業振興センター
- ④ 7月1日(水) KYT実践講習 地場産業振興センター
- ⑤ 7月6日(月) 小規模事業者特別セミナー 地場産業振興センター
- ⑥ 7月8日(水) 化学物質管理者講習 地場産業振興センター
- ⑦ 7月15日(水) 保護着用管理者講習 地場産業振興センター
- ⑧ 9月10日(木)・11日(金) 職長教育(第2回) 地場産業振興センター
- ⑨ 10月10日(土) 健康づくりウォーキング大会 市内七福神めぐり
- ⑩ 10月21日(水) 職長能力向上教育(製造業) 地場産業振興センター

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 6月4日(木)、5日(金) 安全管理者選任時研修 佐野市勤労者会館
- ② 6月11日(木) 全国安全週間準備説明会 佐野市勤労者会館
- ③ 6月29日(月) 委託団体合同総会 佐野市勤労者会館
- ④ 7月8日(水)、9日(木) 職長教育(第1回) 佐野市勤労者会館
- ⑤ 7月16日(木) リスクアセスメント構築講座 佐野市勤労者会館
- ⑥ 8月26日(水) 研削といし取替等特別教 佐野市勤労者会館
- ⑦ 9月4日(金) 佐野地区産業安全衛生大会合同役員会 佐野市勤労者会館
- ⑧ 9月10日(木) 全国労働衛生週間準備説明会 佐野市勤労者会館
- ⑨ 9月14日(月) 職長能力向上教育 佐野市勤労者会館
- ⑩ 10月3日(土) 佐野地区THP推進協議会「ウォーキング大会」 みかも山公園
- ⑪ 10月14日(水) 栃木地方産業安全衛生大会 宇都宮市文化会館
- ⑫ 10月16日(金) 四大標語最終審査会 未定

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 6月3日(水)~4日(木) 職長教育① 県北体育館
- ② 6月8日(月)~12日(火) 事務組合年度更新 協会
- ③ 6月10日(水) 全国安全週間説明会 那須野が原ハーモニーホール
- ④ 6月16日(火) 熱中症予防管理者講習 県北体育館
- ⑤ 6月25日(木) 化学物質管理者講習 県北体育館
- ⑥ 7月10日(金) 事業場パトロール 未定
- ⑦ 7月15日(水)~16日(木) 安全管理者選任時研修 県北体育館
- ⑧ 8月5日(水)~6日(木) 職長教育② 県北体育館
- ⑨ 8月18日(火) 労働衛生部会 TOKOTOKOおおたわら
- ⑩ 8月26日(水) 危険予知訓練講習 県北体育館
- ⑪ 9月4日(金) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 県北体育館
- ⑫ 9月9日(火) 全国労働衛生週間説明会 那須野が原ハーモニーホール
- ⑬ 9月10日(木) 第3回理事会 TOKOTOKOおおたわら
- ⑭ 9月16日(水)~18日(金) 全国産業安全衛生大会 北海道
- ⑮ 10月6日(火) 粉じん作業特別教育 県北体育館
- ⑯ 10月14日(水) 事業場見学及び栃木地方産業安全衛生大会 宇都宮市
- ⑰ 10月20日(火)~21日(水) 職長教育③ 県北体育館
- ⑱ 10月22日(木) 塩那地区産業安全衛生大会実行委員会 勝田屋

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 6月4日(木)~5日(金) 安全管理者選任時研修 真岡市公民館
- ② 6月10日(水) 全国安全週間説明会 真岡市市民会館KOBELCOホール
- ③ 6月16日(火)~17日(水) 職長教育 真岡市公民館
- ④ 6月23日(火) 熱中症予防管理者講習① ふれあい福祉プラザ
- ⑤ 6月25日(木) 熱中症予防管理者講習② ふれあい福祉プラザ
- ⑥ 7月10日(金) リスクアセスメント実務研修 真岡市公民館
- ⑦ 7月14日(火)~15日(水) はい作業主任者技能講習(林災防協力) 真岡市公民館
- ⑧ 7月21日(火) 自由研削といし取替等特別教育(実技を含む) 真岡市公民館
- ⑨ 7月23日(木) 騒音障害防止管理者教育 ふれあい福祉プラザ
- ⑩ 8月25日(火) 職長の能力向上教育 真岡市公民館
- ⑪ 9月10日(木) 全国労働衛生週間説明会 真岡市公民館
- ⑫ 9月11日(金) フォークリフト運転業務従事者安全教育 真岡市公民館
- ⑬ 9月30日(水)~10月1日(木) 職長教育 真岡市公民館
- ⑭ 10月9日(金) 危険予知訓練研修 真岡市公民館
- ⑮ 10月24日(土) 真岡地区THPウォーキング大会 真岡第2・第5工業団地内

～中小企業の安衛担当者の皆さんの困りごとにお答えします～

当連合会では、令和3年度より中央労働災害防止協会から中小企業安全衛生相談事業を受託し、安全衛生に係る専門知識やノウハウを有する労働基準監督官OBの相談員による、中小企業を対象とした電話、ファックス、メール、来所等による「無料安全衛生相談」を実施しております。

「化学物質関係の法改正があったが、詳しい内容と事業場の対応方法について教えてほしい」

「労働基準監督署から指導を受けたが、改善方法等の事後対応について教えてほしい」

等々、中小企業の事業主や安全衛生担当者の皆さんの疑問やお悩みに、労働基準監督官OBの相談員が懇切丁寧にお答えしておりますので、お気軽にご利用ください。

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設業会館4F)
TEL028-678-2771 FAX028-678-2775 (E-mail: info@tochikiren.or.jp)

～令和7年度安全衛生相談事業実施結果～

事業開始5年目となり、窓口の周知も進んだこと等から、相談件数は年々増加し、昨年度は70件もの多くのご相談を頂きました。昨年度は、化学物質関係の相談に加え、労働安全衛生法の大幅な改正が行われたことから企業の対応に係る相談が多数寄せられたほか、安衛管理体制の整備、特別教育から各種ガイドラインの内容に関する問い合わせまで多岐にわたる相談が寄せられ、担当の相談員が懇切丁寧に回答し、多くの相談者の皆様から感謝の言葉を頂きました。相談結果の概況は以下の通りです。

